太田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により太田都市計画地区計画を変更しようとするので、太田市地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成17年太田市条例第209号)第2条の規定により下記のとおり公告し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、都市計画法第16条第2項に規定する者は、縦覧 開始の日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

令和7年7月15日

太田市長 穂積昌信

記

- 1 都市計画の種類、名称、位置及び区域
 - (1) 種類 太田都市計画地区計画
 - (2) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域
東金井工業団地南地区地	太田市東金井町の一部	東金井工業団地南地区地
区計画		区計画区域内

- 2 縦覧場所 太田市役所都市政策部都市計画課
- 3 縦覧期間等
 - (1) 縦覧期間 令和7年7月15日(火)から同年7月29日(火)まで(日曜日、土曜 日及び祝日を除く。)
 - (2) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで